

○公益財団法人吹田市文化振興事業団非常勤嘱託職員給与規程

制 定 平成13. 3. 29 規程70

最近改正 平成27. 3. 27 規程127

（趣旨）

第1条 この規程は、公益財団法人吹田市文化振興事業団非常勤嘱託職員就業規則（以下「規則」という。）第27条の規定に基づき、規則第2条に規定する非常勤職員（以下「非常勤職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

（給与）

第2条 この規程において給与とは、給料、通勤手当、時間外勤務手当及び賞与をいう。

（給料）

第3条 給料は、規則第30条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬である。

2 給料月額は、119,200円とする。

（給料支給の始期及び終期）

第4条 新たに非常勤職員となつた者には、その日から給料を支給する。

2 非常勤職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。ただし、非常勤職員が死亡したときは、その日の属する月の給料の全額を支給する。

（通勤手当）

第5条 通勤手当は、次に掲げる非常勤職員に支給する。

(1) 通勤のための交通機関又は有料道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする非常勤職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である非常勤職員以外の非常勤職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる非常勤職員を除く。）

(2) 通勤のための自動車その他の理事長が特に承認する交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする非常勤職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であるものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる非常勤職員を除く。）

(3) 通勤のための交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ自動車等を使用することを常例とする非常勤職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である非常勤職員以外の非常勤職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として理事長が定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号

に掲げる非常勤職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる非常勤職員 理事長の定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（支給対象期間内にその月に係る運賃等相当額が55,000円を超える月があるときは、当該月に係る運賃等相当額を55,000円として算出した額を限度額とする。）

(2) 前項第2号に掲げる非常勤職員 次に掲げる非常勤職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額に支給対象期間の月数を乗じて得た額

- ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である非常勤職員 2,000円
- イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である非常勤職員 4,200円
- ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である非常勤職員 7,100円
- エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である非常勤職員 10,000円
- オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である非常勤職員 12,900円
- カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である非常勤職員 15,800円
- キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である非常勤職員 18,700円
- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である非常勤職員 21,600円
- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である非常勤職員 24,400円
- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である非常勤職員 26,200円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である非常勤職員 28,000円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である非常勤職員 29,800円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である非常勤職員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる非常勤職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長の定める区分に応じ、前2号に定める額(支

給対象期間内にその月に係る前2号に定める額が55,000円を超える月があるときは、当該月に係る運賃等相当額を55,000円として算出した額を限度額とする。）、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 前3項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

（特殊勤務手当）

## 第6条

（時間外勤務手当）

- 第7条 正規の勤務時間を超えて、又は休日（規則第30条第1項に規定する別表第1の休日。以下「休日」という。）に勤務することを命ぜられた非常勤職員には、正規の勤務時間を超えて、又は休日に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当りの給与額の100分の125から100分の150の範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの場合には、その割合に100分の25を加算した割合を乗じて得た額）を時間外勤務手当として支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、時間外勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。  
（賞与）

- 第8条 賞与は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する非常勤職員に対して、それぞれ基準日から起算して30日を超えない範囲内において理事長が別に定める日に支給する。

- 2 賞与の額は、第3条に定める給料の月額に、それぞれ6月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合においては100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

- 3 前項の在職期間の算定において、基準日以前に心身の故障以外の理由により、非常勤職員が1箇月の所定の勤務日数以上を欠勤した場合には、当該非常勤職員の1箇月を単位とし、在職期間から差引くものとする。

- 4 基準日以前より引き続いて3箇月以上を心身の故障により欠勤している非常勤職員には、前2項による支給額の100分の80を支給する。ただし、規則第33条第6項に基づく欠勤日数は除く。

- 5 前第1項の基準日に在職する非常勤職員が、賞与支払日前日までに規則第11条第2号及び第3号の理由により、解雇の決定もしくは退職した場合、未払の賞与は支給しない。

（給料の支給期日）

第9条 給料は毎月1回、その月の15日にその月の全額を支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この条において「休日」という。）又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前においてその日に近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日を支給日とする。

2 非常勤職員が退職又は死亡したときは、前項の規定に係わらず、支給期日前に支給することができる。

3 災害その他特別な事情があるときは、支給期日を変更することができる。

（手当の支給期日）

第10条 通勤手当は、これを受けるべき非常勤職員の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。ただし、当該支給日までに通勤手当に係る事実が確認できない場合等で、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

2 時間外勤務手当は別途理事長が定める日に支給する。

（端数計算）

第11条 第7条に規定する勤務1時間当りの給与額の100分の125、100分の135又は100分の150の額並びに第13条に規定する勤務1時間当りの給与額を計算する場合において、当該額に、1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

2 第7条及び第13条の規定による算定の基礎となる時間数は、その月の全時間数（時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとの全時間数）によって計算するものとし、この場合において30分未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数が生じたときはこれを1時間に切り上げるものとする。

（勤務1時間当りの給与額）

第12条 勤務1時間当りの給与額は、1,192円とする。

（給与の減額）

第13条 非常勤職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に理事長の承認があった場合を除くほかその勤務しない1時間につき第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 勤務を要しない日及び休暇の前後両日にわたり欠勤した場合は、勤務を要しない日又は休暇も欠勤したものとみなす。

（給与の口座振替）

第14条 給与は、非常勤職員の申出により、口座振替の方法により支給することができる。

（委任）

第15条 この規程で定めるもののほか、非常勤職員の給与に関し、必要な事項は理事長が定める。

附 則（平13.3.29 規程70）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平13.6.28 規程71)

- 1 この規程は、平成13年6月28日から施行する。
- 2 平成13年度に限り、平成14年3月に支給する賞与に関する第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の55」とあるのは「100分の51」とする。

附 則(平14.1.24 規程73)

この規程は、平成14年1月24日から施行する。

附 則(平14.6.28 規程74)

この規程は、平成14年6月28日から施行する。

附 則(平15.1.1 規程76)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

(平成15年6月に支給する賞与に関する経過措置)

- 2 平成15年6月に支給する賞与に限り、第2条中財団法人吹田市文化振興事業団非常勤嘱託職員給与規程第8条第2項の改正規定の適用については、「6箇月」とあるのは、「3箇月」と、「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

附 則(平15.6.17 規程79)

この規程は、平成15年6月17日から施行し、平成15年6月1日から適用する。

附 則(平15.12.1 規程81)

この規程は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平17.12.2 規程88)

この規程は、平成17年12月2日から施行し、平成17年12月1日から適用する。

附 則(平18.3.31 規程91)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平18.12.6 規程92)

この規程は、平成18年12月6日から施行し、平成18年12月1日から適用する。

附 則(平20.1.15 規程97)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年1月15日から施行する。ただし第2条の規定は平成20年4月1日から適用する。
- 2 第1条の規定による改正後の非常勤嘱託職員給与規程の規定は平成19年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条の規定による改正後の非常勤嘱託職員給与規程（以下「改正後の非常勤嘱託職員給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の非常勤嘱託職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の非常勤嘱託職員給与規程の規定による内払とみなす。

（委任）

4 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平20.6.16 規程98）

この規程は、平成20年6月16日から施行し、平成20年6月1日から適用する。

附 則（平20.12.24 規程99）

この規程は、平成20年12月24日から施行し、平成20年12月1日から適用する。

附 則（平21.3.20 規程101）

この規程は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平21.12.28 規程106）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平22.12.26 規程109）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平24.4.1 規程114）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平24.4.1 規程116）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平26.3.30 規程121）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平27.3.27 規程127）

この規程は、平成27年3月27日から施行し、第5条第2項の規定は平成26年4月1日から、第8条第2項の規定は平成26年12月1日から適用する。